



2023年7月27日

各位

会社名 AREホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 東浦 知哉
(コード番号 5857 東証プライム市場)
問合せ責任者 企画部長 長合 邦彦
(TEL 03-6270-1833)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2023年8月28日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 270,000株
(3) 処分価額	1株につき1,933円
(4) 処分総額	521,910,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度につきまして、TSR（株主総利回り）の達成度を新たな指標に加えて、報酬に占める株式報酬の割合を増やし、株主の皆様とより一層の価値共有を図るとともに、当社グループの業績向上と企業価値増大への貢献意欲をさらに高めることを目的として、2023年5月19日開催の取締役会および2023年6月20日開催の第14期定時株主総会において、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下、「BIP信託」という。）の継続および一部改定を決議しております。

BIP信託の概要につきましては、2023年5月19日付で公表いたしました「業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、BIP信託に対する金銭の追加拠出に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬BIP信託契約（以下、「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象取締役に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数79,708,688株に対し0.34%（小数点第3位を四捨五入、2023年3月31日現在の総議決権個数775,087個に対する割合0.35%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い対象取締役に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

<本信託契約の概要>

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	対象取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	2016年2月2日（2023年8月に変更予定）
信託の期間	2016年2月2日～2024年8月31日 （2023年8月の信託契約の変更により、2027年8月31日まで延長予定）
制度開始日	2016年2月2日
議決権行使	行使しないものとします。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2023年7月26日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である1,933円としております。これは、取締役会決議日直前の市場価格であるため、算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、特に有利な処分価額には該当しないものと考えております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（5名で構成、うち4名は社外取締役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上